



## <報道発表資料>

令和3年9月28日

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく 営業時間の短縮等の命令について

埼玉県では、緊急事態措置として県内に所在する飲食店等の施設管理者に対して、「休業」又は「営業時間の短縮」等の要請を行っています。

これまで、電話や文書、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）に基づく要請（行政指導）により協力をお願いしてきたところですが、この要請に応じず、午後8時以降の営業等を継続している飲食店について、以下のとおり特措法第45条第3項に基づく命令（行政処分）を行いましたので、お知らせいたします。

#### 1 命令日

令和3年9月28日（火曜日）

#### 2 対象店舗

さいたま市 飲食店 1店舗  
川越市 飲食店 1店舗  
坂戸市 飲食店 1店舗  
狭山市 飲食店 1店舗  
草加市 飲食店 1店舗  
越谷市 飲食店 1店舗

※店舗名等は以下のホームページで公表しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/shisetsumeit20210928.html>

※命令後に店舗から命令に応じる旨の連絡があった場合は、県が確認した上で、ホームページから店舗名称等を随時削除します。

#### 3 命令期間・内容

##### (1) 命令期間

処分通知が到達した日から令和3年9月30日まで（緊急事態措置が延長された場合はその終期まで）

##### (2) 内容

次の措置を講ずること。

酒類提供・カラオケ設備の使用の有無	内容
酒類提供又はカラオケ設備の使用 あり	休業
酒類提供及びカラオケ設備の使用 なし (飲酒の機会を提供しないこと)	営業時間短縮 (午前5時から午後8時まで)

#### 4 命令の理由

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため特に必要があると認められるため。